

令和８年度 第２回 朝霞市総合教育会議 次第

日時 令和８年８月５日（水）

午後３時３０分から

場所 市役所別館２階全員協議会室

１ 開会

２ あいさつ

３ 議題

（１） 朝霞市教育大綱について

（２） その他

４ 閉会

朝霞市教育大綱（案）

令和8年8月

朝 霞 市

第1章 教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

平成27(2015)年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」という。)の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められました。

本市では、平成28(2016)年に朝霞市教育大綱を策定し、その基本理念や基本方針に基づいて、教育行政を推進してきましたが、策定時からの社会情勢や教育を取り巻く環境は変化しており、国は、「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供などの政策を強力に推進しようとしています。

市でも、市長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興を図っていくため、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度を期間とする朝霞市教育大綱を策定します。

2 大綱の位置付け

大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針として策定している「第6次朝霞市総合計画」及び本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」と整合性を図り、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けています。

3 策定の経過

教育大綱の策定にあたっては、市長が総合教育会議で教育委員会と協議することとなっております。本市では2回の総合教育会議を開催するとともに市民コメントを実施し、新たな大綱の策定に向けて協議をしてきました。

4 大綱の期間

大綱の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて朝霞市総合教育会議における協議、調整を経て見直しを行うものとします。

令和(年度)									
8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)
第6次朝霞市総合計画									
前期基本計画					後期基本計画				
朝霞市教育大綱									
第3期朝霞市教育振興基本計画									

第2章 朝霞市の現状と課題

学校教育

1 持続可能な社会の創り手の育成 **総合計画P92**

児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかりと育むことが大切です。

また、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

2 確かな学力と自立する力の育成 **総合計画P93**

児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNSをはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とするこどもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

3 多様なニーズに対応した教育の推進 **総合計画P94**

特別な支援を必要とするこどもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、こどもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 **総合計画P95**

変化の激しい社会をたくましく生きるこどもを育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、児童生徒のニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

児童生徒の健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

5 学校施設の適切な維持・管理 **総合計画P96**

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設および設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。

過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。

6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 **総合計画P97**

各学校に学校運営協議会が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

生涯学習

1 生涯にわたる学びの推進 **総合計画P98**

デジタル化が進展する社会において、ICT等を活用した効果的な生涯学習が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

平日の放課後や長期休業期間中に子どもが安心してさまざまな学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

子どもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

2 学びを支える環境の充実 **総合計画P99**

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

スポーツ・レクリエーション

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進 **総合計画P100**

スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

子どもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

2 利用しやすい施設の提供 **総合計画P101**

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

地域文化

1 歴史や伝統の保護・活用 **総合計画P102**

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていくことが必要です。

学校との密接な連携により、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

2 芸術文化の振興 **総合計画P103**

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

3 地域文化によるまちづくり **総合計画P103**

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。

人口の流出入が多い都心の住宅都市である本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。

このため、今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元で愛着と誇りをもてるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題となっています。

人権・多様性の尊重

1 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援 **総合計画P150**

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性やこどもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

人権侵害の事案は依然として増加傾向にあることから、人権相談においては、相談者が相談しやすい環境づくりや、相談体制の充実を図るとともに、庁内関係各課、国や県などの関係機関との連携を強化する必要があります。

朝霞市の将来像

総合計画

だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞

基本理念

教育振興基本計画

豊かな心で とともに未来をつくる 朝霞の教育

基本方針

教育振興基本計画

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造することどもたちをはぐくみます

一人一人が心豊かに、ともに学び、
支え合うまちを目指します

だれもが誇れる 暮らしつつけたいまち 朝霞

朝霞市の強みである生活利便性や安全性、恵まれた自然環境、朝霞市民まつり「彩夏祭」に代表される文化などを未来に継承していくとともに、近年希薄化しつつある人と人とのつながりの再生や、協働によるまちづくりの活性化を通じ、第5次総合計画の将来像として掲げた『暮らしつつけたいまち』をさらに洗練することで、誰にとっても魅力的で誇りを持てる、住みやすいまちを目指していきます。

※第6次朝霞市総合計画（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）で定めた将来像です。

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

情報化、グローバル化など社会の変化が進む中で、こどもたちが社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育んでいくことが重要であると考えています。

また、生涯にわたる学びを通じて、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげ、地域の特色を活かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重要であると考えています。

※第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8（2025）年度～令和12（2030）年度）で定めた基本理念です。

**学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造するこどもたちをはぐくみます**

こどもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育にとどまらず、社会全体の向上を目指すことが必要であると考えています。

こどもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力をもって社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワークの構築が必要と考えています。

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

※第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8（2025）年度～令和12（2030）年度）で定めた基本方針です。

目指す姿

学校教育

総合計画P92

こどもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続的な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

生涯学習

総合計画P98

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

スポーツ・レクリエーション

総合計画P100

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

地域文化

総合計画P102

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

人権・多様性の尊重

総合計画P150

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

※第6次朝霞市総合計画前期基本計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）で定めた目指す姿です。

意見募集期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)
意見提出者数 計2名
提出意見数 10件

番号	ページ	項目	意見	本市の考え	修正
1		全体	【合計特殊出生率の急激な低下への対応について】 【問題点】総合計画によると、本市の合計特殊出生率は平成27年(2015年)の1.56から令和6年(2024年)には1.12へと低下しており、その低下幅は国・県と比較しても最大の水準です。令和5年以降は自然減の状態が続いています。この深刻な少子化傾向にもかかわらず、教育大綱には少子化の現状認識と、それを踏まえた教育施策の方向性が一切記載されていません。 【改善案】「質の高い教育環境の充実が定住・転入促進につながる」という因果関係を大綱に明示し、教育施策を少子化対策と連動した市の戦略として位置付けていただきたいです。これは総合計画が掲げる「人と人とのつながりの中で暮らし続けられるまちづくり」とも整合するものと考えます。	(回答案) 教育の質と教育環境の向上により、魅力的な教育を提供していくことは、結果的に住む場所として、本市を選んでいただき、住民の転入と、出生率の向上につながるものと考えております。実際、教育施策に力を入れることで、人口増に転じた東京近郊市もございます。具体的な施策としては第3期朝霞市教育振興基本計画のなかで、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実をめざし、新しい教育内容に取り組むほか、施設の適切な維持・管理をはかり、教育内容・学校施設ともに充実をはかってまいります。これら施策の評価については、毎年の事業評価の中で検証してまいります。	無
2	1	第1章 教育大綱について 1 大綱策定の趣旨	【素案の策定プロセスの不透明さについて】 【問題点】第6次総合計画の策定にあたっては、市民ワークショップ(28名参加)・市民意識調査(976名回収)・こども基本法に基づく若者ヒアリングなど、丁寧な市民参画プロセスが実施されており、その概要が文書内に明記されています。教育大綱素案にも策定経緯・市民や当事者の意見反映状況に関する説明の枠がありません。 【改善案】素案の第1章「大綱策定の趣旨」に、総合教育会議における協議回数・関係者ヒアリングの実施状況など、策定プロセスの概要を追記してください。	「第1章 3 策定の経過」として追記しました。	有
3	2	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 3 多様なニーズに対応した教育の推進	【外国人児童生徒への教育支援が大綱本文に反映されていないことについて】 【問題点】実施計画の第3章(学校教育)には「日本語指導充実事業」「国際理解教育事業」が明記されており、事業としては実施されています。しかし、教育大綱素案の本文には日本語指導を必要とする外国人児童生徒への支援に関する記述が一切ありません。上位計画である総合計画は多様性・ダイバーシティの尊重を共通理念として掲げており、本市は年間約9,800人規模の転入者を抱える流動性の高い都市です。実際に行っている支援が大綱に反映されていないことは、計画体系の整合性の観点からも問題があるように感じます。 【改善案】教育大綱の「多様なニーズに対応した教育の推進」の項に、外国人児童生徒への日本語指導支援および多文化共生の観点を明記していただきたいです。	(回答案) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の外国人児童生徒への日本語指導支援及び多文化共生の観点につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標2 確かな学力と自立する力の育成―施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進)及び(第2章 施策の展開―基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進―施策1 共生社会を目指した支援・指導の充実)の中で記載させていただいております。	無
4	2	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	【教員不足への対応について】 教職員の資質向上や働き方改革に関する記載は重要である一方、全国的に教員不足が深刻化している現状を踏まえ、教員確保、働きやすい職場環境の整備、人員配置の充実、市独自の支援策の検討、県への処遇改善要望などについても言及いただきたい。	(回答案) 教育大綱においては、教職員の資質向上や働き方改革を推進する方針を掲げるとともに、教員確保や人員配置の充実についても継続的に取り組んでおります。具体的には、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・実施やICTを活用した自宅等における勤務(テレワーク)の実施等による職場環境の改善に努めるほか、県や関係機関に対して処遇改善等の要望を行うことで、地域における教職員確保の環境整備を目指しております。今後も、教員が安心して勤務できる体制の構築に取り組み、質の高い教育の提供を継続してまいります。	無
5	2～4	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 3 多様なニーズに対応した教育の推進 5 学校施設の適切な維持・管理 生涯教育 1 生涯にわたる学びの推進 スポーツ・レクリエーション 2 利用しやすい施設の提供	【財政の硬直化と教育投資計画の不整合について】 【問題点】総合計画によると、令和6年度の経常収支比率は97.6%に達しており、財政の硬直化が進んでいます。一方、教育大綱素案には学校施設の老朽化対策、支援員等の人的配置充実、ICT環境整備など多額の財政負担を伴う施策が優先順位なく列挙されています。実施計画を参照すると、教育分野だけで小中学校施設改修、給食センター改修、コンピュータ整備、特別支援教育、日本語指導充実など多数の事業が同時進行しており、財政余地との整合性に疑問が生じます。 【改善案】教育大綱に「財政制約を前提とした重点投資分野の優先順位」を明示してください。例えば「安全に関わる施設老朽化対策を最優先とし、ICT整備は国庫補助金を最大限活用する」など、財源の裏付けと施策の優先度を大綱本文に記載することを求めます。	(回答案) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものと位置付けており、施策の優先順位は記されていません。 各個別の教育に関する施策については、第3期朝霞市教育振興基本計画に基づき、毎年の実施計画の中で、市全体としての施策の優先順位、財政状況を鑑みながら施策化されております。御指摘の点については、毎年の予算編成過程において議論・検討してまいります。	無

意見募集期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)
意見提出者数 計2名
提出意見数 10件

番号	ページ	項目	意見	本市の考え	修正
6	3	第2章 朝霞市の現状と課題 学校教育 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	【部活動の地域移行に関する方針の不明確さについて】 【問題点】教育大綱素案では部活動の地域移行について「国のガイドラインを基に体制を構築していく」との記述にとどまっています。地域移行は全国的にすでに移行期限を迎えている喫緊の課題であり、現時点で具体的な方針や工程が示されていないことは、保護者・生徒・地域関係者にとって大きな不安材料です。実施計画には「生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備」が掲げられていますが、目標時期・体制・予算規模が不明確なままです。 【改善案】大綱に「令和8～9年度を移行完了の目標期間とし、地域クラブの運営主体確保・指導者育成・費用負担のあり方を令和8年度中に整理する」など、具体的な工程を明記していただきたいです。また、総合計画が掲げる「地域コミュニティの担い手育成」と連動させ、部活動移行を単なる教育課題でなく地域活性化施策として位置付けることを提案します。	(回答案) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものと位置付けており、具体的な方針につきましては、教育委員会より「朝霞市今後の部活動方向性」としてとりまとめHPにてお知らせしております。 (参考URL city.asaka.lg.jp/soshiki/38/bukatsu-houkousei.html) また、部活動地域展開ニュースを定期的に発信し、具体的な進捗状況をお知らせしております。 (参考URL(現時点での最新号) city.asaka.lg.jp/soshiki/38/bukatsu4.html)	無
7	4	第2章 朝霞市の現状と課題 地域文化 3 地域文化によるまちづくり	【シビックプライド醸成における学校教育の役割について】 【問題点】教育大綱の地域文化章では「ふるさと意識が希薄になりがち」と課題認識が示されていますが、その対応策として挙げられているのは既存地域イベントの継続のみです。ふるさと意識・シビックプライドの醸成には、学校教育を通じた体系的な郷土学習や地域との協働学習が有効であるにもかかわらず、学校教育章と地域文化章が完全に断絶しています。なお、実施計画には「博物館と小中学校の連携学習活動」が掲げられており、その素地はすでに存在しています。 【改善案】学校教育章と地域文化章を横断的に接続し、「柵塚古墳・旧高橋家住宅などの地域資産を活用した郷土学習のカリキュラム充実」を明記していただきたいです。	(回答案) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の郷土学習の充実につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標2 確かな学力と自立する力の育成―施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進)及び(第2章 施策の展開―基本目標11 歴史や伝統の保護・活用―施策3 小・中学校と連携した学習活動)の中で記載させていただいております。	無
8	4	第2章 朝霞市の現状と課題 地域文化 3 地域文化によるまちづくり	【多文化共生及び日本語指導を必要とする児童生徒への支援について】 朝霞市における外国人住民の割合は県内他自治体と比較して高い水準ではないものの、今後5年間を見据えた計画であることから多文化共生や日本語指導を必要とする児童生徒への支援についても視点として盛り込むことを検討いただきたい。	(回答案) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の外国人児童生徒への日本語指導支援及び多文化共生の観点につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標2 確かな学力と自立する力の育成―施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進)及び(第2章 施策の展開―基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進―施策1 共生社会を目指した支援・指導の充実)の中で記載させていただいております。	無
9	6～9	第3章 朝霞市教育大綱	【人口減少局面を見据えた教育施策の視点欠如について】 【問題点】総合計画では本市の人口が令和22年(2040年)をピークに減少へ転じると推計されています。教育大綱の計画期間(～2030年)はその転換点に向かう重要な準備期間にあたります。しかし素案の目標像はすべて現状維持・充実方向のみで構成されており、人口減少局面における教育資源の選択と集中、学校規模の適正化といった視点が皆無です。 【改善案】大綱に「人口動態のモニタリングと学校規模適正化の検討」を追加し、「大綱期間中に児童数の推移を継続的に把握し、必要に応じて学校規模適正化の指針を策定する」旨を明記すべきと考えます。	(回答案) 教育大綱は、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けており、ご指摘の学校規模の適正化につきましては、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」(第2章 施策の展開―基本目標5 学校施設の適切な維持・管理―施策3 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施)の中で明記させていただいております。	無
10	8	基本方針	【子どもの主体的な参画について】 教育基本法第2条では、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標として掲げられています。そのため、児童会・生徒会活動、校則づくりへの参加、学校行事の企画、学校運営への意見表明など、子どもが主体的に学校づくりに関わる経験を通じて社会参画を学ぶ視点についても記載を検討いただきたい。子どもの主体性や意見表明を尊重し、学校生活の中で実践的に学ぶ機会を充実させることは、将来の社会の形成者を育てるという教育基本法の理念にも合致すると考えます。	(回答案) 現行の教育大綱素案におきましても、児童生徒一人ひとりの豊かな心と自立する力の育成を目指す中で、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力をもって社会に貢献できる環境整備をすることを基本方針の一環として掲げております。 今後も、児童会・生徒会活動や学校運営への参加、学校行事の企画などの実践的な経験を通じて、子どもたちが自らの考えを表現し、主体的に社会に関わる力を一層育める環境づくりに努めてまいります。	無